

令和5年10月27日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度10月総会を日置市役所日吉支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第39号	農地法第3条許可申請書審議について	(14件)
議案第40号	農地法第4条許可申請書審議について	(4件)
議案第41号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第42号	非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第43号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第44号	農用地利用集積計画審議について	(40件)
報告第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想の変更報告審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和5年度9月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番「上原 孝一」委員と11番「今屋 政市」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第39号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 2頁から4頁の14件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は842㎡、作物は野菜です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,875㎡、作物は果樹他です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,687㎡、作物はソリダゴです。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,953㎡、作物は野菜です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,883㎡、作物は野菜です。  
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,953㎡、作物は水稻及び甘藷です。  
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,976㎡、作物は野菜です。  
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は35,043㎡、作物は水稻です。  
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,540㎡、作物は水稻及び野菜です。  
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,446㎡、作物は水稻です。  
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は776㎡、作物は果樹です。  
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,413㎡、作物は果樹及び苗木です。  
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,179㎡、作物は果樹及び苗木です。  
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は405㎡、作物は野菜です。  
以上、番号1から番号14までの計14件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第39号の番号1について報告いたします。

令和5年10月24日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第39号の番号2について報告いたします。

令和5年10月23日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第39号の番号3について報告いたします。

令和5年10月23日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第39号の番号4について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第39号の番号5について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第39号の番号6について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第39号の番号7について報告いたします。

令和5年10月22日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第39号の番号8について報告いたします。

令和5年10月19日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第39号の番号9について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第39号の番号10について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第39号の番号11について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第39号の番号12について報告いたします。

令和5年10月23日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第39号の番号13について報告いたします。

令和5年10月23日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第39号の番号14について報告いたします。

令和5年10月24日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第39号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第39号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第40号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、庭・駐車場です。

なお、昭和60年頃に転用済みのため始末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、資材置場、駐車場です。

番号3の転用目的は、一般住宅です。

この案件は、当初、令和5年9月末までの一時転用として、貸資材置場及び貸駐車場として令和4年1月28日付で農地法第4条の規定により許可を受けておりました。その後、今年の6月に申請地に、自己所有の一般住宅を建設するにあたり、事業計画変更の申請と同時に一般住宅として4条申請をなされ許可を受けたのですが、令和5年9月30日付で、今年の6月の許可の取消し申請がなされました。これについては、県の開発許可の関係で、申請地南側の道路部分の位置指定道路の許可を得

てから2年が経過しないと、転用許可ができなかったことが半明したものです。なお、県の許可は、令和3年9月17日であったため、2年後の令和5年9月17日以降の許可でなければならなかったものであり、今年6月の許可を取消し、今回の申請となったものです。

番号4の転用目的は、駐車場です。

以上4件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第40号の番号1について報告いたします。

令和5年10月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約10mに位置する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

20番 議案第40号の番号2について報告いたします。

令和5年10月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約290mに位置する農地であり、その規模が約0.7haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第40号の番号3について報告いたします。

令和5年10月24日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第40号の番号4について報告いたします。

令和5年10月24日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第40号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

3番 番号2ですが、図でみる限り申請地の間に水路がありますが、問題はないのか。

事務局 現状が、申請地の小さい面積の方から大きい面積の方へ橋が架かっております。

会長 他にございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第40号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第41号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、現場事務所、駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。

申請地近くの農道の改良工事に伴う一時転用で、期間は許可後、来年3月1日までです。

番号4の転用目的は、資材置場・駐車場、権利種別は所有権移転です。

申請地は、令和3年頃から資材置場として利用していたため、始末書を添付しての申請です。

なお、隣接地の山林(7237番:330㎡)も一体利用し、合計面積は826㎡となります。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

なお、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、申請地南側の山林1599番については、伐採の同意を得られましたが、さらに南側の736番については、高木が残るため、災害防止のための緩衝地として南側の境界線から5mを緩衝地とするため、申請面積から緩衝部分を引いた面積が498㎡となる理由書も添付されており、申請についてはやむを得ないと考えます。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

申請地は、以前は農用地区域内農地でありましたが、除外の申請を行い、除外決定日は、令和5年8月16日付けでありました。

以上、8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第41号の番号1について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第41号の番号2について報告いたします。

令和5年10月24日、私と荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第41号の番号3について報告いたします。

令和5年10月20日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第41号の番号4について報告いたします。

令和5年10月22日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第41号の番号5について報告いたします。



令和5年10月22日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第41号の番号6について報告いたします。

令和5年10月24日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第41号の番号7について報告いたします。

令和5年10月24日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第41号の番号8について報告いたします。

令和5年10月21日、私と副の榎園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約5.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第41号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第41号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第41号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第42号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の37頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第42号の番号1について報告いたします。

令和5年10月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第42号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第42号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第42号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第43号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。議案第43号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 伊集院町大田 登記地目は畑、登記面積は406㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

以上、畑1筆、面積406㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第43号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第43号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第44号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。  
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁の農地中間管理事業分の番号6です。貸借です。  
面積について、田は648㎡、畑は無し、計648㎡、利用権設定件数は1件です。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第44号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、議案第44号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。43頁になります。  
所有権移転の種類につきましては、番号1及び番号2とも売買です。  
面積について、田は無し、畑は2,102㎡、計2,102㎡、作物は番号1及び番号2とも茶です。  
次に利用権設定分です。資料の44～49頁です。貸借です。  
面積について、田は7,240㎡、畑は27,466㎡、計34,706㎡、うち再設定面積は、16,780㎡、利用権設定件数は26件、うち再設定件数は17件です。  
最後に、農地中間管理事業分です。資料の50頁～52項です。貸借です。  
面積について、田は3,375㎡、畑は12,122㎡、計15,497㎡、利用権設定件数は、10件です。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第44号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時10分とします。

〈休憩：10時00分～10時10分（10分間）〉

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第8、報告第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想の変更報告審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の53ページからになります。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想の変更について、令和5年4月1日付けで、農業経営基盤強化促進法が改正され、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことに伴い、本市の基本構想に見直しや追加等が生じたものです。本日は、産業建設部農林水産課農政担当より、その内容について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

農政担当 ただいま、事務局より説明がありましたとおり、農業経営基盤強化促進法が改正され、県の基本方針が変更されました。それに伴いまして、各自治体も変更することになりまして、本市も基本構想が変更という事になります。

大きくは、文言等の修正等がございますので、赤字で文言が変わっている部分です。あとは、農業を担う者の確保及び育成に関する項目が変更となっております。資料については、「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が赤字でお示ししておりますが、こちらの方が大きく変わっており、ここでは、市の取り組み、関係機関との連携・役割分担の考え方を標記しております。

その他につきましては、今まで人・農地プランが作成されておりましたが、4月からは地域計画に変更になっております。それに伴いまして、人・農地プランで標記されていたものが、地域計画に変更になっております。今後10年間を見据えた方向性を示した構想の方が、修正がなされております。

また、地域計画に変更になったことに伴いまして、農地利用の集積計画等が変更になりましたので、修正及び変更しております。

次に、「第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事業」のところで、赤字でお示ししております。こちらの方では、利用権の設定等につきまして、修正しております。

大きくは、以上となっております。よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議長場 [質問・意見等なし]

会長 ご質疑等ございませんので、報告第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想の変更報告審議」を終わります。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和5年度10月総会を閉会します。

( 閉会 10時15分 )

-----  
この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 .....

10番 .....

11番 .....